

2011 年 7 月

原子力損害賠償紛争審査会 御中

自主避難者への賠償に関する要請書

私たちは、福島原発事故に伴う放射能汚染の深刻さに鑑みて、すでに自主避難をした住民、これから自主避難をしようとしている住民、そしてこれらの住民を支援する市民団体および個人です。

福島には、放射性汚染のリスクとその不確実性を目の前に、自分や家族を守るために避難したいのに避難できないでいる人たちがたくさんいます。避難を阻んでいる大きな理由の一つが、まさに国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」を基準とした避難区域の外に住んでいることなのです。避難区域の外であるだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、補償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。

この国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」については、下記の問題点があります。

- ・ 内部被ばくを考慮に入れたものではない
- ・ チェルノブイリにおいては、強制避難レベルは約 5 ミリシーベルト（土壌 555,000 ベクレル/平方メートル）、福島第一原発事故におけるフランスの避難勧告レベルは 10 ミリシーベルトとされた。これに比して高い基準値である。
- ・ 放射線に対する感受性が高い妊婦・乳幼児・子どもを考慮したものではない。

一方で、自治体の測定や市民団体の測定などによれば、避難区域と設定された以外の地域でも、年間 20 ミリシーベルトに達する可能性が高い地域もあります。

私たちは、すべての住民は、自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をする権利、すなわち「避難の権利」を有していると考えています。

この考えに基づき、以下を要請します。

自らの判断で自主避難を行った住民に対して、正当な補償が行われるべきであることを原子力損害賠償紛争審査会の報告において明記すること

以上

(呼びかけ団体)
子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan
(賛同団体・個人のリストはいる)